

「生体認証規定」新旧対照表

改定前	改定後
11. （規定の適用） 略 (新設) (新設)	11. （規定の適用） <u>(1) 略</u> <u>(2) 第13条第1項の規定により当行が生体認証の取扱いを廃止した場合の、生体認証機能のなくなったICカードの利用については、前項の規定を準用します。</u> <u>13. （生体認証の取扱廃止等）</u> <u>(1) 当行は、事前に店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、契約者に通知することなく、当行所定の日をもって生体認証の取扱いを廃止することができるものとします。</u> <u>(2) 前項の規定による生体認証の取扱廃止後は、ICカードに登録された生体認証データによる認証はできません。</u> <u>(3) 第1項の規定により生体認証の取扱いを廃止する場合でも、当行はICカードに登録された生体認証データの削除は行いません。</u>